

沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ届出者等が利用可能な制度・サービス等

1 沖縄県

令和7年3月28日現在

No	制度・サービスの名称	対象・適用内容	証明書の提示・提出の要否	お問い合わせ先		備考
				担当部署	電話番号	
1	障がい者のために運転する自動車税減免	身体障がい者等のために当該身体障がい者等と生計同一のパートナーが運転する場合、その運転する自動車について自動車税の減免申請ができる。	不要	沖縄県税コールセンター(税務課)	098-943-5021 (098-866-2101)	県や市町村の福祉部局で発行する生計同一証明書が必要。
2	生活保護	パートナーと同一生計である場合、生計同一世帯として申請できる。	不要	保護・援護課	098-866-2428	
3	住居確保給付金の申請	パートナーと同一生計である場合、生計同一世帯として申請できる。	不要	保護・援護課	098-866-2428	
4	犯罪被害者等見舞金の給付	遺族見舞金の対象に、パートナーも含む。	不要	生活安全安心課	098-866-2187	申請には、共同生活の実態があったことが分かる書類等の提出が必要。
5	災害見舞金の申請	同一生計等の要件を満たせば、パートナーも弔慰金の支給対象となるほか、住家の被害に対する見舞金の算定の際に、世帯人数に含めることができる。	不要	生活安全安心課	098-866-2187	弔慰金受取り順位の確認のため、証明書の提示が必要になる場合がある。
6	養育里親名簿への登録	パートナーとの登録も可能。	必要	こども家庭課	098-866-2174	
7	子育て応援パスポート制度	妊婦または18歳未満の子供がいる子育て世帯であれば、パートナーも利用が可能。	不要	子育て支援課	098-866-2457	
8	DV相談	パートナー間のDV相談も対象に含む。	不要	女性力・ダイバーシティ推進課	098-866-2500	
9	県営住宅への入居	パートナーとの応募・入居申し込みも可能。	必要	住宅課	098-866-2418	県内自治体等で発行された証明書が必要となります。
10	県職員の福利厚生(職員住宅への入居)	職員住宅ごとに定める区域に勤務する職員と同一生計であれば、パートナーとの申請も可能。	不要	職員厚生課	098-866-2127	